

【CLOメルマガ】コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表等

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(臨時号) 2021年4月13日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言を踏まえて、東京証券取引所により、本年4月7日からパブリックコメントに付されたコーポレートガバナンス・コード改訂案の解説を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

1. コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表
2. 個人情報保護法の動向～仮名加工情報導入に向けて～

~~~~~

### 【コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表】

以下は事務所ウェブサイト公表している「コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらのURLから(URL: <https://www.clo.jp/column/2813/>)

金融庁と東京証券取引所が共同で事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、本年4月6日、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」と題する提言(「本提言」)を取りまとめました。

本提言を踏まえて、同月7日より、東京証券取引所にてコーポレートガバナンス・コードの改訂案について、金融庁にて「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂案について、それぞれパブリックコメント手続が、いずれも本年5月7日までの間、実施されています。

改訂コードの実施時期は本年6月目途とされており、これによってCG報告書の内容に変更が生じた上場会社においては、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月末日までに、変更後のCG報告書を提出することが求められています。ただし、プライム市場の上場会社のみを対象とするものについては、上記の新市場区分への移

行時である 2022 年 4 月 4 日より適用されることとなります。

改訂コード案のポイントについて、本提言で示されている基本的な考え方に沿って整理すると、大きく、(1) 取締役会の機能発揮、(2) 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保、(3) サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への取組み、(4) その他個別の項目に分けられます。

改訂コード案の内容は、全く新しい取組みを求めるものというよりも、従前から課題と言われてきたポイントについて、企業における取組みを一層推し進めていくことを求めるものが多いといえます。

ただ、いずれの点についても、コロナ禍やデジタルトランスフォーメーションの進展で、企業の経営環境が大きく変化している中で持続的な成長を果たしていくために真剣に取り組むことが必要なものと考えられます。各企業においては、改訂コードについて、さらなるガバナンス向上を推進するための好機と前向きに受け止めて、取組みを進めていくべきと思われます。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 金澤 浩志( [kanazawa\\_k@clo.gr.jp](mailto:kanazawa_k@clo.gr.jp) )

~~~~~

【個人情報保護法の動向～仮名加工情報導入に向けて～】

以下は事務所ウェブサイト公表している「個人情報保護法の動向～仮名加工情報導入に向けて」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (URL: <https://www.clo.jp/column/2817/>)

令和2年改正個人情報保護法では、「仮名加工情報」といった新たな情報制度が創設されました。

従来の個人情報保護法では、「個人情報」に加え、本人の同意を得ることなく第三者提供を行うことができる「匿名加工情報」の制度を規定していました。

「仮名加工情報」は、事業者がデータ内の特定の個人を識別できる情報を削除し又は他の情報に置き換えるなどして加工することにより、データ取得時に想定していなかった利用目的に縛られることなく、データを利活用することができることとなります。「仮名加工情報」は事業者が過去に取得した個人情報を新たな形で利活用したい場合にその利活用が当初に特定した利用目的の範囲内に該当するものであるか、判断に迷うケースなどに利用されることが想定されます。

本稿では、「仮名加工情報」に焦点を当て、これまでの個人情報保護法の規制の概

要を敷衍するとともに、匿名加工情報の限界等、仮名加工情報導入に至った経緯、現時点での最新情報を解説します。今後、仮名加工情報についてはガイドライン、Q & Aが発出される予定であり、最新の情報を入手次第、アップデートして再度解説を加える予定です。

〈この記事に関するお問い合わせ先〉

弁護士 高橋 瑛輝(takahashi_e@clo.gr.jp)

弁護士 岩城 方臣(iwaki_ma@clo.gr.jp)

弁護士 大澤 武史(osawa_t@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉(hongyo_k@clo.gr.jp)

弁護士 新 智博(atarashi_t@clo.gr.jp)

弁護士 菊地 悠(kikuchi_y@clo.gr.jp)

弁護士 谷 崇彦(tani_t@clo.gr.jp)

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

( [clo.mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo.mlstop@clo.gr.jp) )

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所( <https://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階  
[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.  
All Rights Reserved.

.....